

## 渋谷区公契約条例施行規則

平成24年10月24日

渋谷区規則第72号

(趣旨)

第1条 この規則は、渋谷区公契約条例（平成24年渋谷区条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(対象業務委託契約等)

第3条 条例第5条第2号に規定する対象業務委託契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 施設等の清掃業務の委託に関する契約
- (2) 保育施設運営業務の委託に関する契約
- (3) 給食調理業務の委託に関する契約

2 条例第5条第3号に規定する対象指定管理協定は、次に掲げる条例に基づき設置する公の施設に係る指定管理者との協定であって、当該指定管理者が締結する予定価格1千万円以上の前項第1号及び第3号に規定する契約とする。

- (1) 渋谷公会堂条例（昭和39年渋谷区条例第53号）
- (2) 渋谷区特別養護老人ホーム条例（平成12年渋谷区条例第30号）
- (3) 渋谷区高齢者在宅サービスセンター条例（平成12年渋谷区条例第32号）

(台帳の作成)

第4条 条例第8条第1号に規定する区規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象契約の件名
- (2) 対象契約の履行場所及び履行期間
- (3) 受注者の氏名又は名称及び所在地
- (4) 担当者の氏名及び連絡先
- (5) 労働報酬下限額
- (6) 対象契約に係る業務に従事した時間数
- (7) 労働報酬下限額に算定労働時間数を乗じた額
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 台帳は、毎月作成しなければならない。

(算定労働時間数)

第5条 前条第1項第7号の算定労働時間数は、労働者等が対象工契約に係る業務に従事した時間数に、次に掲げる時間数を加えた時間数をいう。この場合において、合計した時間数に1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

- (1) 1日について8時間を超えて従事した時間数に100分の25を乗じて得た時間数
- (2) 休日に従事した時間数に100分の35を乗じて得た時間数
- (3) 午後10時から翌日の午前5時までの間に従事した時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(身分証明書の様式)

第6条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(別記様式)とする。

(是正措置の報告期日)

第7条 条例第12条第2項の区長が定める期日は、是正の措置を講じた日から起算して14日を経過した日とする。

(公表)

第8条 条例第16条の規定により公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象契約の名称
- (2) 対象契約の締結日
- (3) 受注者の氏名又は名称及び所在地
- (4) 対象契約の解除の理由及び解除年月日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(審議会の会長等)

第9条 条例第17条第1項の渋谷区労働報酬審議会(以下「審議会」という。)に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第10条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席し、かつ、事業者である委員、労働者である委員及び学識経験を有する者である委員のそれぞれ1人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、総務部経理課において処理する。

(審議会の運営)

第13条 第9条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。ただし、第9条から第13条までの規定は、平成24年11月1日から施行する。

附 則 (平成27年渋谷区規則第4号)

この規則は、平成27年3月1日から施行する。

附 則 (平成27年渋谷区規則第11号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式

( 表 )

		第	号
写 真	立入調査員証		
	所 属	_____	
	氏 名	_____	
		年 月 日生	
上記の者は、渋谷区公契約条例第11条第1項の規定により 立入調査を行う職員であることを証明する。			
有効期間	年 月 日から		
	年 月 日まで		
		渋谷区長	印

( 裏 )

渋谷区公契約条例（抜粋）

（労働者等の申出）

第9条 労働者等は、対象契約に係り、賃金等が支払われるべき日において、支払われるべき当該賃金等が支払われていない場合又は支払われた当該賃金等の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は受注者等にその事実を申し出ることができる。

（立入調査）

第11条 区長は、労働者等から第9条の規定による申出があったときその他この条例に定める事項の履行状況等を確認するために必要があると認めるときは、受注者等に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区の職員に受注者等の事業場等に立ち入り、書類の閲覧その他必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。